

【後期高齢者医療】被保険者の皆さまへ

◆振込口座の変更届出について

高額療養費などの給付申請の際に届出した振込口座に変更（解約・金融機関の店舗統廃合など）があったときは、必ず三戸町役場健康推進課へ届出してください。

※届出がないと振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

◆交通事故などにあつたとき

交通事故や暴力など、第三者（自分以外の人）の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず三戸町役場健康推進課へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

詳細については、三戸町役場健康推進課または青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

◆パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用について

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさんの日頃の健康管理に活用していただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、8月1日からご使用いただく被保険者証の送付時に同封しました。ぜひお役立てください。

三戸町役場健康推進課 ☎ 20-1153 / 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821

【10月から】マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

厚生労働省ホームページ

「マイナンバーカードの健康保険証利用について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



○利用には何が必要なの？

事前に登録が必要です。

登録はマイナポータルでできます。
マイナポータルのトップページはこちら

▶ <https://myna.go.jp>

※ ご自身やご家族のスマートフォンまたは、パソコンが必要（要カードリーダー）。

※ 4桁の暗証番号が必要（忘れた場合は、住民福祉課窓口で再設定が必要）。

※ スマートフォンやパソコンの利用ができない人は、住民福祉課で登録のサポートをいたします。

○どうやって使うの？

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、または職員が目視で確認。その後、オンラインであなたの医療保険資格を確認します。

○どこの病院や薬局で使えるの？

全国の医療機関や薬局で利用できます。

マイナンバーカードで受診できるのは、カードリーダーが設置されている医療機関や薬局に限られます。カードリーダーが設置されていない医療機関や薬局では、これまでどおり健康保険証の提示が必要です。

○保険証が変わった場合、手続きは必要ですか？

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしても、これまでどおり異動届などの手続きは必要です。

○マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすれば、今までの健康保険証は必要なくなりますか？

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしても、これまでの健康保険証はなくなりません。現在お持ちの健康保険証でも医療機関を受診することができます。

さらに便利♪



その他、不明な点があれば、三戸町役場住民福祉課までお問合せください ☎ 20-1151